

大阪府地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について(改定案)

平成17年2月21日決定

平成20年 月 日改定

大阪府地方独立行政法人評価委員会

大阪府地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)において、地方独立行政法人(以下「法人」という。)の評価を実施するに当たっては、以下の考え方に基づくものとする。

年度評価については、この「基本的な考え方」のほか、各法人の「年度評価の考え方」に基づき実施する。

1 基本方針

- (1) 法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することを目的に評価を行う。
- (2) 府民への説明責任を果たす観点から、評価を通して、中期目標及び中期計画の達成状況や実施状況を分かりやすく示す。
- (3) 中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう、必要に応じて見直しを求める。
- (4) 法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直す。

2 評価方法

評価は、各事業年度終了後に「年度評価」、中期目標期間終了後に「中期目標期間評価」を実施するものとし、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

(1) 年度評価

中期計画及びそれに基づく年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。

① 項目別評価(小項目評価)

法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに評価委員会において、検証・評価または進捗状況の確認を行う。法人の自己評価及び評価委員会における評価は、I～Vの5段階で行う。

② 項目別評価(大項目評価)

小項目評価の結果及び特記事項の記載をもとにS・A～Dの5段階による評価を行う。

③ 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について記述式により総合的な評価を行う。

(2) 中期目標期間評価

中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。

①項目別評価(大項目評価)

各事業年度の評価結果を踏まえつつ、当該期間における中期目標の達成状況を調査分析し、その結果を考慮して、次のとおりS・A～Dの5段階による評価を行う。

S: 特筆すべき進捗達成状況

A: 目標どおり達成

B: おおむね目標どおり達成

C: やや遅れている目標を十分には達成できていない

D: 重大な改善事項あり目標をまったく達成できていない

②全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式により総合的な評価を行う。

③公立大学法人の評価

公立大学法人の中期目標期間評価に当たっては、認証評価機関の評価結果を踏まえる。

3 評価結果の活用

(1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組む。

(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、中期目標期間の各年度の評価結果を活用する。

(3) 次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえる。

4 評価の進め方

(1) 報告書の提出

法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。

(2) 評価の実施

評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査分析し、総合的な評定を行う。評価結果は、知事が9月定例府議会に報告できるように決定する。

(3) 意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果(案)に対する意見申し立ての機会を付与する。

5 目標・計画を策定する際の留意点

目標・計画を策定する際、その達成状況を客観的に測定することができるよう、数値目標を設定することを基本とする。数値目標の設定が困難な場合は、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫するものとする。